

付 議 第 4 号

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
に係る意見聴取に関する議案

平成 29 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第14条第1項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成29年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立塩見記念青少年プラザ
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市中秦泉寺365番地2
特定非営利活動法人たびびと
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

参考資料 1

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定について (生涯学習課)

1 施設の概要

施設所在地	高知市小津町6-4(敷地面積 540.66 m ²)		
施設の概要	鉄筋コンクリート5階建 H30年5月完成予定 (延床面積 1,597.17 m ²) 改築前の建物 鉄筋コンクリート5階建 S46建築 (延床面積 1,086.83 m ²)		
利用者数	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	26,442人	29,303人	28,004人

* H28年度及びH29年度は、建物の改築のため一時的に閉館。

2 指定管理者制度を導入した理由

平成16年8月、前身の「県立小津青少年ふれあいセンター」から、青少年の相談援助機能と青少年が集う機能を併せ持った「塩見記念青少年プラザ」としてリニューアルオープンするにあたって、民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用して利用者サービスの向上を図ることを目的として導入した。

3 これまでの指定管理者の状況

平成16年8月～平成18年3月	青少年育成高知県民会議
平成18年4月～平成21年3月	青少年育成高知県民会議
平成21年4月～平成24年3月	青少年育成高知県民会議
平成24年4月～平成27年3月	特定非営利活動法人 たびびと
平成27年4月～平成28年3月	特定非営利活動法人 たびびと

4 指定管理者制度導入の効果

施設を管理(使用料の減免の許可、行政財産の目的外使用に係る事務を除く)するほか、指定管理者自ら企画した主催事業の実施など、施設の設置目的である青少年の健全育成等に向けた効果的・効率的な取り組みが出来ている。また、平成24年度からは、指定管理者の提案により、夏休み期間中の8月については、休館日(水曜日)も開館するなどのサービスの向上を進めた結果、開館以降減少傾向にあった利用者数が増加に転じている。

5 今回の指定議案について

・指定期間	平成30年4月1日～平成35年3月31日(5年間)
・指定管理者募集期間	平成29年8月15日～平成29年10月13日(60日間)
・応募団体数	3団体
・指定管理者選定審査委員会	平成29年11月2日
・指定しようとする団体	特定非営利活動法人 たびびと
・管理代行料	99,768,000円(指定期間内の総額)
	* 参考金額 99,769,000円

(円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	計
管理代行料	18,829,000	20,205,000	20,225,000	20,245,000	20,264,000	99,768,000